

## 株式分割に関する基準日設定公告

平成30年5月16日

株主各位

群馬県前橋市大友町一丁目5番地1  
株式会社コシダカホールディングス  
代表取締役社長 腰高 博

当社は、平成30年4月10日開催の取締役会において、平成30年6月1日付をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成30年5月31日（木）と定めましたので公告いたします。

以上